国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

国土交通本省同時発表

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

流域治水

令和７年10月23日
九州地方整備局
流域治水推進室

筑後川（ちくごがわ）水系巨瀬川（こせがわ）流域において「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

～次世代にふるさとを引き継ぐ流域治水の本格的実践～

福岡県久留米市・うきは市を流れる筑後川水系巨瀬川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

○ 国土交通省では、令和３年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。

○ この度、一級河川筑後川水系巨瀬川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

○ 今後、同法第３条第８項の規定に基づき、関係機関（巨瀬川流域に係る福岡県、久留米市、うきは市の長）への意見聴取を行います。

（添付資料）

別紙１	「流域治水」の本格的な実践に向けた筑後川水系巨瀬川等の特定都市河川への指定
別紙２	一級水系筑後川水系巨瀬川等の特定都市河川と流域の概要
参　考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】
国土交通省九州地方整備局流域治水推進室
河川部　河川計画課　課長　嶋田（しまだ）　剛士（たかと）（内線 3611）
建設専門官　伊藤（いとう）　嘉徳（よしのり）（内線 3619）
電話　092-476-3523

「流域治水」の本格的な実践に向けた筑後川水系巨瀬川等の特定都市河川への指定

別紙 1

巨瀬川流域の特徴

・巨瀬川は、耳納山地（みのう）を源に発し、福岡県うきは市と久留米市を貫流し、一級河川筑後川の中流部左岸に合流する河川である。

・沿川は、国道210号線やJR久大本線により、利便性に優れるため、近年は久留米・うきはエ業団地が整備され、企業の集積により沿川に市街地が進出している。

・巨瀬川左岸は、急峻な耳納連山が連なり、多くの支川や水路が巨瀬川に流入している。

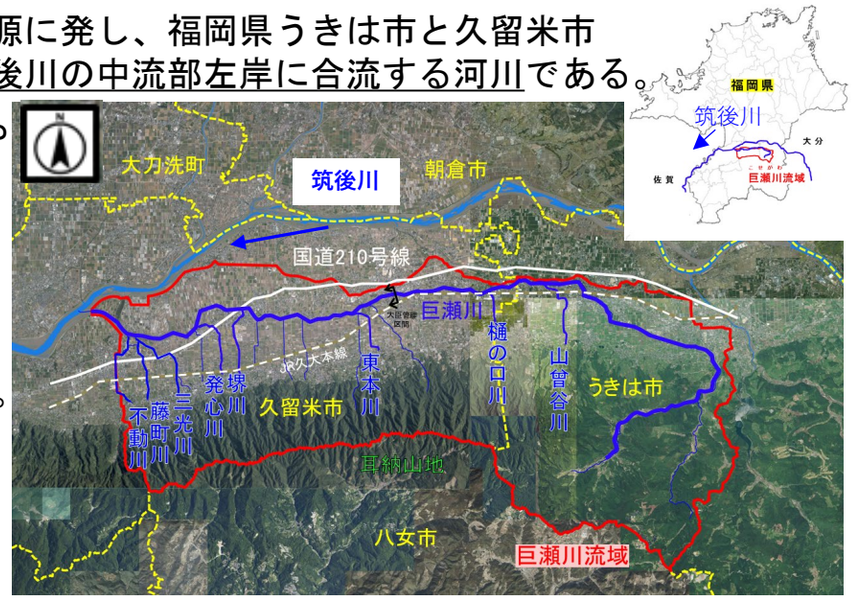

①降雨量の増加に伴いH24年、H30年、R1年、R2年、R5年と浸水被害が頻発。R5年7月は特に甚大な被害を受けた。

②筑後川の背水の影響を受けやすく越水や内水が頻発している。

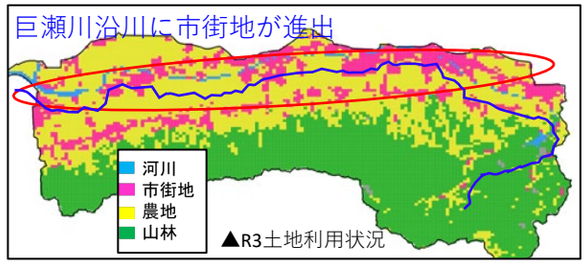

▲R3土地利用状況

▲R5.7洪水における巨瀬川の浸水被害状況
筑後川の背水の影響で越水している。

耳納山麓と巨瀬川

・急峻な地形が連続し、巨瀬川に近いため 雨の流出が比較的早い

・山裾に町が形成されている。

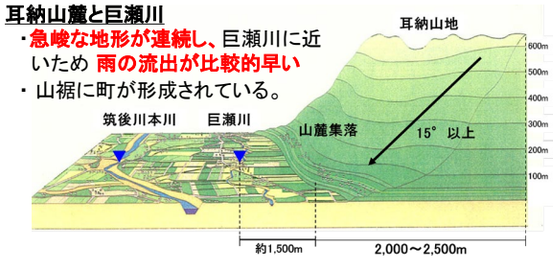

③背水の影響等で巨瀬川水位が高い時間が続くと、多くの支川等の排水が困難となり、全域的に浸水被害が発生している。

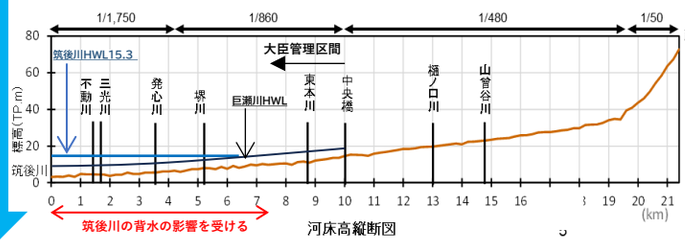

河床高縦断図

久留米市田主丸町

うきは市吉井町災除川

河川整備に加え、特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。
- **「流域水害対策計画」を策定し、法定計画による浸水被害対策を推進。**
- **雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組を推進。**

近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7　前線に伴う豪雨により床上1050戸、床下2131戸の浸水被害が発生。

R5.8　R5.7の被害を契機に、国、福岡県、久留米市、うきは市で「巨瀬川流域治水推進会議」を設置。

R5.12　同会議にて「巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト」策定。

R6.2　同会議にて「巨瀬川流域治水プロジェクト」を策定。その中で特定都市河川浸水被害対策法を活用した水対策を検討することを位置付け。

R7.3　関係機関と特定都市河川指定にむけて確認。

R7.5～流域にお住いの皆様に、特定都市河川指定に向けて制度説明を実施。

▲R5.7洪水における浸水被害状況

▲巨瀬川流域治水推進会議の様子

法的枠組み(特定都市河川制度) を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域水害対策計画の方向性】
○接続先である筑後川の背水の影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

➢ バックウォーターの影響等による越水被害、内水被害の軽減
①河川整備に加え、流域治水整備事業等を活用し輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。

➢ 左岸には急峻な耳納山麓より流入する河川が集中し、河川や水路の土砂堆積等により越水等被害を助長。
⑤森林保全及び堆積土砂の管理につながる対策。

①浸水対策「流域治水整備事業等の活用」
浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中、嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。

浸水被害常襲地域での早期の浸水対策。
輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等

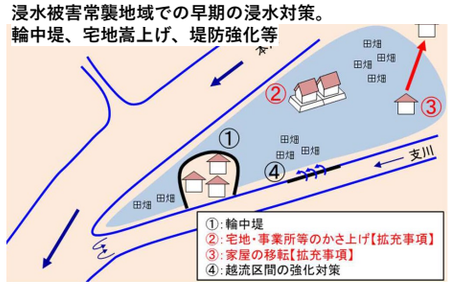

③貯留機能保全区域指定制度
住宅地近隣の田畑など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。

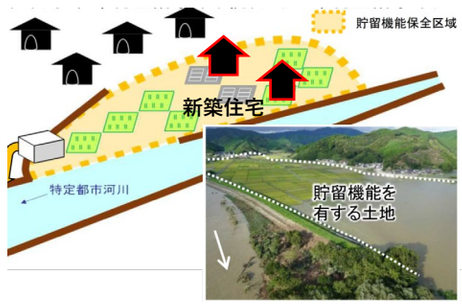

⑤森林保全イメージ

⑤堆積土砂等の貯留施設イメージ

筑後川水系 巨瀬川等の特定都市河川と流域の概要

別紙 2

巨瀬川と特定都市河川及び特定都市河川流域図（予定）

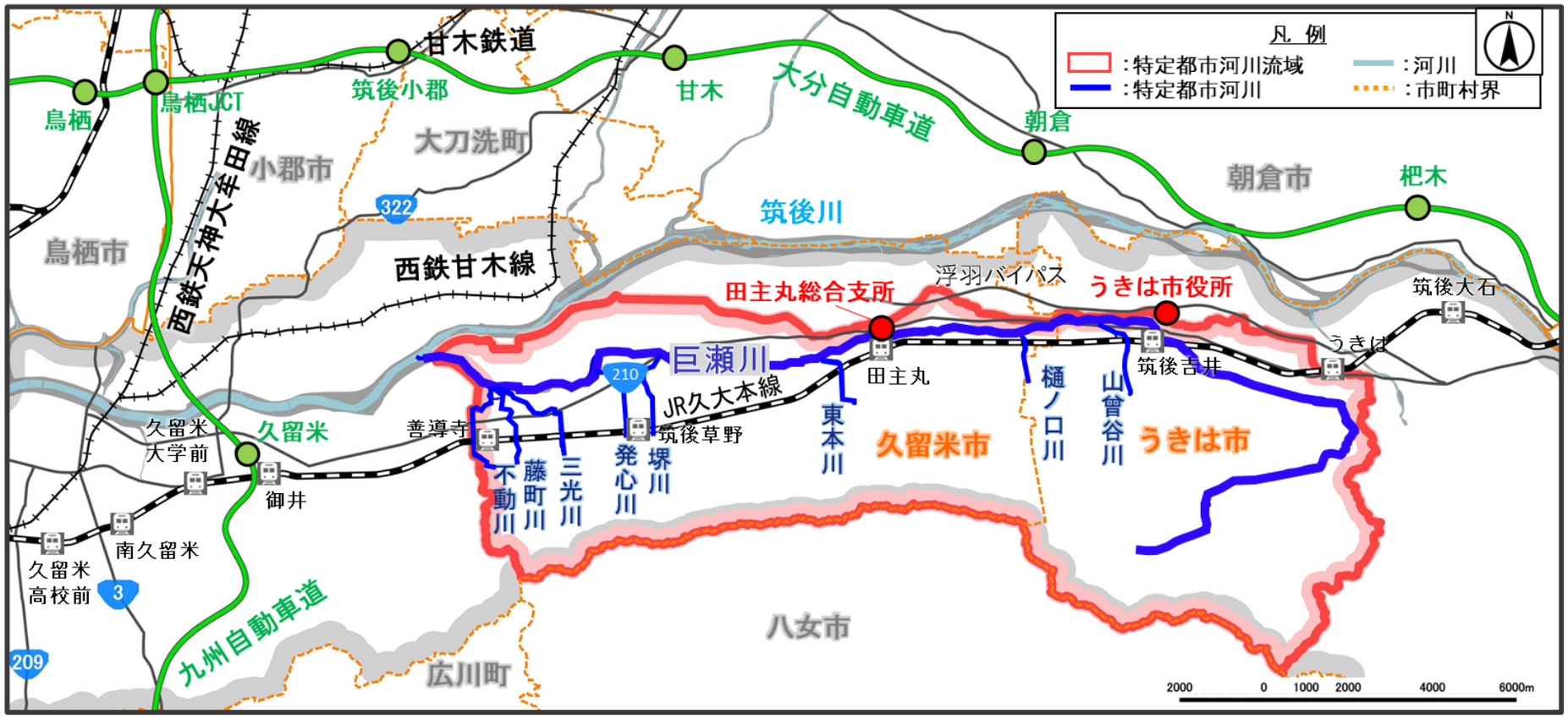

河川区間
巨瀬川水系巨瀬川等 計 ９河川
流域面積 約 １０２ｋ㎡
流域には、久留米市の一部及びうきは市の一部を含む。

表 指定する河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
巨瀬川	左岸 うきは市浮羽町妹川字上元有三千百五十四番一地先	筑後川への合流点
	右岸 うきは市浮羽町妹川字下小坪三千五百四十五番一地先	
不動川	左岸 久留米市山本町耳納字今泉千六百六十四番一地先	巨瀬川への合流点
	右岸 久留米市山本町耳納字牛殺千七百八十番一地先	
藤町川	久留米市草野町吉木字上大日一番一地先の西吉木橋	三光川への合流点
三光川	左岸 久留米市草野町吉木字三光千二百三十一番二地先	巨瀬川への合流点
	右岸 久留米市草野町矢作字居釜口一番一地先	
発心川	左岸 久留米市草野町紅桃林字立頭三十四番一地先	巨瀬川への合流点
	右岸 久留米市草野町紅桃林字清水二百六十八番一地先	
堺 川	左岸 久留米市草野町紅桃林字早田原二百十六番一地先	巨瀬川への合流点
	右岸 久留米市田主丸町中尾字出口千三百九十三番一地先	
東本川	左岸 久留米市田主丸町益生田字稗田屋敷千六百三十五番一地先	巨瀬川への合流点
	右岸 久留米市田主丸町益生田字姥屋敷千六百三十七番二地先	
樋ノ口川	うきは市吉井町鷹取字高尾千五百五十一番八地先の玄竹橋	巨瀬川への合流点
山曾谷川	左岸 うきは市吉井町福益字森下二百三十五番一地先	巨瀬川への合流点
	右岸 うきは市吉井町福益字内畑二百六十二番一地先	

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
特定都市河川浸水被害対策法の適用

参　考

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している　　例）平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風　等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

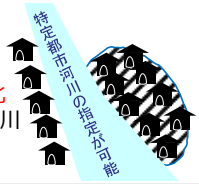

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

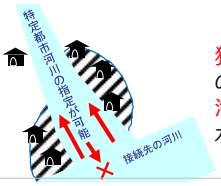

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

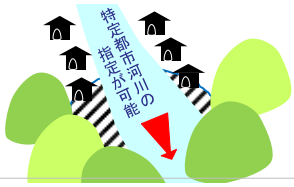

流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画　策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を**本格的に実践**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

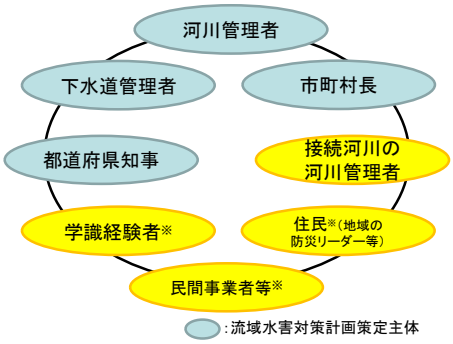

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
　都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
　国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体

雨水貯留浸透施設の例

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

貯留機能を有する土地のイメージ